

川越市旅先納税「小江戸かわごえ e 旅ギフト」加盟店募集要項

1 目的

川越市滞在時又は訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「旅先納税」という。）を開始します。返礼品は市内事業者で利用できる電子商品券とし、寄附された市外在住の方が、実際に川越市を訪れていただくことで、市内での消費喚起、交流人口の増加、市内事業者の活性化を図ることを目的とします。

2 実施概要

- (1) 旅先納税利用者は、旅先納税専用の Web サイトからふるさと納税を行い、返礼品として電子商品券を取得します。
- (2) 取得した電子商品券を自身のスマートフォンで表示させ、旅先納税加盟店に対して提示します。
- (3) 加盟店は、二次元バーコードの読み取りによる決済又は電子スタンプの押印による決済で簡易、迅速な内容となっております。

3 加盟要件

加盟要件については、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 小江戸かわごえ e 旅ギフト加盟店規約に同意したものの。
- (2) 本市内に店舗を有する法人・団体または個人事業主であるものの。
- (3) 税金の滞納がないものの。
- (4) 各種法令、条例等に適した業務を行っているものの。
- (5) 個人情報取り扱いを厳重に行うことができるものの。
- (6) 下表「地場産品基準類型表」に該当する商品・サービスを提供している店舗であるものの。

また、物品販売を行っている事業者においては、同一店舗内で対象外の商品を販売している場合は、旅先納税の利用の可否を明確に区分・表示し、運用できる店舗であるもの。

類型	説明
1	本市内において生産されたものであること
2	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3	本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

4 返礼品の概要

旅先納税の返礼品としての電子商品券の概要は以下のとおりとします。

- (1) 使用期間：2023年9月26日～【有効期間：納税日から180日間】
- (2) 取扱ギフト種類：7種類の電子商品券（1円単位で使用できるものとする。）
 - ① 1,500円分（5,000円以上の寄附で付与）
 - ② 3,000円分（10,000円以上の寄附で付与）
 - ③ 6,000円分（20,000円以上の寄附で付与）
 - ④ 9,000円分（30,000円以上の寄附で付与）
 - ⑤ 15,000円分（50,000円以上の寄附で付与）

⑥30,000円分(100,000円以上の寄附で付与)

⑦90,000円分(300,000円以上の寄附で付与)

5 精算サイクル

月に1回締日(月末締め)を設け、その日までの間に事務局に到着した取引データをもとに、月に1回(締日の翌々月10日まで)に指定口座へ売上金を振り込むものとする。ただし、都合により、振込日が変更となる場合があります。

6 加盟店登録申請について

(1) 加盟店登録申請方法

登録希望者は、小江戸かわごえe旅ギフト加盟店事務局(一般社団法人DMO川越内)まで、EメールもしくはFAXで加盟店申込書を提出してください

※登録店舗において物品販売を行っている事業者は、物販に関する誓約書も別途必要です。

【Eメール】tabisaki@dmo-kawagoe.or.jp

【FAX】049-299-7402

※各種様式は市HPからダウンロードできます。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/zaisei/furusatonozei/tabisaki.html>

(2) 提出期限

毎月末日を提出期限とします。

(3) 加盟要件の確認及び登録

登録された内容により加盟要件を審査し、不採択の場合のみ、申請した日から15日後までに通知します。

(4) 留意事項

①「3 加盟要件」を確認の上、申請手続きを行うこと。

②登録申請は、加盟を希望する店舗ごとに提出すること。